隠総発第１２２号
令和８年９月２９日

隠岐の島町特別職報酬等審議会
会長　佐々木　千明　様

隠岐の島町長　池田　高世偉

町長等の報酬及び期末手当等について（諮問）

特別職報酬等審議会条例第２条の規定により、町長、副町長及び教育長並びに議会議員（以下「町長等」という。）の給料・報酬及び期末手当等について、貴審議会の意見を求めます。

記

１．諮問の趣旨

町長が、町長等の報酬に関する条例を町議会に提出する場合は、特別職報酬等審議会にあらかじめ意見を聞くこととなっており、平成１６年の町村合併後、数回に渡り本審議会に諮問し、その答申結果に基づき報酬額を決定してまいりました。

このような経緯を踏まえ、昨今の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など、行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の町長等の報酬及び期末手当支給月数が適正か否かについて、ご審議いただきますようお願いします。

２．諮問の内容

（１）町長、副町長及び教育長の給料について

令和４年度に開催した特別職報酬等審議会において、「町長等の給料（月額）については、町村合併時の額を基本とすることが妥当である」との答申をいただきました。

その後、令和５～８年度におきましても、昨今の諸物価高騰等の影響で一般職員の給料月額は引き上げられておりますが、町長等の給料月額は据え置かれており、現行の支給額につきまして、適正か否かご審議いただきますようお願いします。

（２）町議会議員の報酬について

令和６年度に開催した特別職報酬等審議会において、次期改選(令和７年５月)より議員定数が削減(▲2名)されること、全国的に諸物価の高騰による賃金引き上げ傾向がみられること、あわせて、近隣自治体においても「なり手不足の解消」や「多様な人材の確保」を目的に議員報酬を引き上げる傾向がみられることから、「議員報酬を20%程度引き上げることが妥当である」との答申をいただきました。

その後、令和７～８年度におきましても、昨今の諸物価高騰等の影響で人事院より一般職員の給料月額を引き上げる勧告がなされており、勧告内容を参考とした前回審議会での考え方を踏襲すると更に約８%上昇しております。これらを踏まえ、現行の支給額につきまして、適正か否かご審議いただきますようお願いします。

（３）町長等の期末手当支給月数について

令和６年度に開催した特別職報酬等審議会において、「町長等の期末手当の支給月数は、県内の他町村の状況を勘案し、改定することが妥当である」との答申をいただき、0.05月引き上げた3.35月に改定いたしました。

その後、令和６～８年度におきましても、昨今の諸物価高騰等の影響で一般職員の一時金支給月数は0.2月引き上げられておりますが、町長等の期末手当支給月数は据え置かれており、現行の支給月数につきまして、適正か否かご審議いただきますようお願いします。

３．参考)現行の町長等の報酬及び期末手当等

区　分	役職	給料額	期末加算率	期末手当支給月数
町長、副町長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当等	町　長	740,000円	15%	3.35月 6月：1.675月 12月：1.675月
	副町長	629,000円		
	教育長	555,000円		
町議会議員の報酬額（月額）及び期末手当等	議　長	356,000円	10%	3.35月 6月：1.675月 12月：1.675月
	副議長	295,000円		
	議　員	246,000円		